

食事に関する事項

1. 入院食事療養費（1）

当院は管理栄養士により、患者様の疾患・病状・年齢等に適切な栄養量及び内容の食事療養を行っております。

2. 特別管理給食

当院は厚生労働大臣が定める基準による特別管理給食を提供しており、管理栄養士によって管理された給食が適時（夕食については18時以降）・適温で提供されます。

3. 治療食の提供

治療食の提供は、腎臓病・肝臓病・糖尿病・心臓病など提供しております。

4. 食堂における食事の提供を行っています。

※食事負担額を減額するためには、減額認定証の提示が必要です。